

平成25年玉村町議会第3回定例会会議録第3号

平成25年9月13日（金曜日）

議事日程 第3号

平成25年9月13日（金曜日）午後2時開議

- 日程第 1 請願の審査報告
 - 日程第 2 議案第48号 玉村町債権管理条例の制定について
 - 日程第 3 認定第 1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 4 認定第 2号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 5 認定第 3号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 6 認定第 4号 平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 7 認定第 5号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 8 認定第 6号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 9 認定第 7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定について
 - 日程第10 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願の審査報告
- 日程第 2 議案第48号 玉村町債権管理条例の制定について
- 日程第 3 認定第 1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 開会中における所管事務調査報告
- 日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第1 議案第55号 工事請負契約の締結について（玉村町総合運動公園テニスコート改修

工事)

追加日程第 2 玉議第 5 号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副町長	重田 正典 君
教育 長	新井 道憲 君	総務課長	高井 弘仁 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税務課長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	佐藤 千尋 君
住民課長	山口 隆之 君	生活環境安全課長	斉藤 治正 君
経済産業課長	筑井 俊光 君	都市建設課長	高橋 雅之 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	川端 秀信 君	生涯学習課長	井野 成美 君

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋 則夫	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開 議

午後 2 時開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（浅見武志君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案 2 件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 請願の審査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第 1、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号 4、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

この請願につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長（柳沢浩一君） それでは、総務常任委員会に付託をされました請願受理番号 4、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書の審査報告を、その結果について報告を申し上げます。正確を期すために、全文を読ませていただきます。私のさじかげんで要約はできません。

さて、請願の趣旨でありますけれども、安倍政権の経済政策により、株価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されている。しかし、実情は食料品やガソリンなどの値上げで国民の暮らしは苦しくなる一方であり、多くの国民は「景気回復」を実感しておらず、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にある。また、当該地域での経済の疲弊も甚だしく、失業率は目に見

える改善もなく、中小企業の倒産・閉店にも歯どめがかかっていない状況である。

参議院選挙後の世論調査でも、「消費税の増税に反対」がふえており、「消費税が増税されれば店を閉めるしかない」「これ以上、どこを切り詰めて暮らせというのか」とかつてない切実な声が高まっている。

消費税はそもそも、低所得者ほど負担が重い税金である。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大打撃を受けることになり、価格に税金分を転嫁できない中小業者経営を追い込み、消費税倒産や廃業がふえることは必至である。こうしたことから、消費税率引き上げは、そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与える。また、財政再建という点でも、1997年に消費税を増税したときの経験から、国全体の税収は減少することは明らかである。政府試算でも「消費税増税により本格的なデフレ抑制には時間がかかる」という結果が出ている。

よって、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めるために、消費税増税の中止を求める意見書を政府に対し送付することを玉村町議会に請願するものである。

本件については、玉村町議会会議規則第93条の規定により、紹介議員である宇津木治宣議員に説明を求めました。

それでは、紹介議員の説明について。消費税増税の中止は、国民の多数の声であり、世論調査の中でも圧倒的に消費税増税を求める声が上がっているわけではない。また、消費税増税については中止するべきだ、先送りするべきだ、諸条件が整ってからにするべきだ、1%ずつ上げるべきだ、軽減税率を導入するべきだ等、さまざまな意見が渦巻いている。

内閣は、最終的には選挙後の経済情勢を勘案し、10月ごろに可否を判断したいとしており、それに向け有識者の意見を聞く作業を行っているところである。その有識者のほとんどの意見は、消費税増税賛成である。具体的にはさまざまな要件をクリアすることになっている方々が多いことも事実である。

消費税増税の目的は、税収を増加させることにある。しかし、消費税増税をすることによって景気が後退することになれば、税収の増加に結びつかない危険性があることも指摘をされている。現在国は、景気をよくするために大幅な財政出動を実施しているが、この段階で消費税を増税して、本当に税収が増加するのだろうか。

過去の例を見ると、1997年に消費税を3%から5%に上げた際には、増税をしてから3年目に11.4兆円も税収が減少した。このため、国は景気対策として大型の景気回復予算を組むことになり、結果的に消費税増どころか、新たな支出をふやすことになってしまった。

今回の状況は、このときよりも厳しい状況にあると言われており、消費税を来年4月から増税することは極めて危険性を伴うとして、伊勢崎佐波民主商工会から国に対して消費税増税中止を求める意

見書の提出を求める請願書が出されたものであり、以上により本請願の紹介議員となりました。

質疑についてはありません。

審査の経過についてでありますけれども、各委員のほうから、ご参照いただきたいと思いますが、大方消費税増税、請願に対してはしないと、出さないという、そうした意見が出されました。

幸か不幸か、ついきょう、きのうの新聞では、消費税増税を実施するというふうな報道が既になされております。こうしたことを受けて、いろいろ請願者の意図に沿わない結果となりましたけれども、本請願は採決の結果、不採択となったものであります。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本請願に対する表決を行います。

委員長の審査報告は不採択とするものです。

委員長の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（浅見武志君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

◇

○日程第2 議案第48号 玉村町債権管理条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第2、議案第48号 玉村町債権管理条例の制定について、議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長（柳沢浩一君） それでは、総務常任委員会に付託されました議案第48号玉村町債権管理条例の制定についての審査報告を申し上げます。

9月4日の本会議において町長から提案説明がありました議案第48号について、総務課に補足説明を求めました。

本条例については、昨年監査委員のほうから私債権の放棄には議会の議決がないと放棄できないことを指摘されたのを受けまして、町の債権の管理を適正に行い、公正かつ円滑な財政運営に資することを目的に制定されたものであります。したがって、町にとってメリットがある、あるいは納税者にとってデメリットがある、そういう問題ではないというふうに私も思っているところであります。

また、本条例には、資力があるにもかかわらず納めようとしないう納税者を放置することは、まじめな納税者に不公平感を与えることになり、結果的に町への信頼を喪失させてしまうことになりかねないため、町の債権の管理方法について、全般的な流れを盛り込むとした。一定のルールを決めたということでございます。

大変長い文書になっておりますので、要約をさせていただきたいと思いますが、私も要約について甚だ自信がありませんけれども、申し上げますと思います。

債権管理の流れとしては、まず債権が発生すると、町は納付書を発行すると。これは、日常管理としてコンピューター内で台帳の処理や管理をしている。その後、納付期限内に納税されない場合には、滞納となり、督促をして、なお回収されない場合については滞納処分となると。その後、私債権や非強制徴収公債権においては、場合によっては債権の放棄をすることになる。この部分がこれまで条例に規定されていなかったところであり、今回の条例に盛り込まれた主要な目的であり、また部分であります。

最近多くの自治体がこのことに気づき始め、債権管理条例を制定しているけれども、群馬県では前橋市と昭和村、この2つの自治体においてこの条例が制定をされているところであります。なお、債権についてはそれぞれ適用される法律が異なり、非常に複雑になってしまうために、本条例については既に法令に規定されているものについて確認的にその法令の条文を直接条例に盛り込むこととしたということであり、

以下、9条までありますけれども、これについては後ほどしっかり目を通していただければよろしいかなというふうに思います。

さて、玉村町ではこの専決処分の指定については、議会の議決を得ていないので、この条文に規定して、140万円以下の債権については議会の議決を得ずに町長は専決処分を行うことができるとし

たと。かつて納税者との裁判問題がありまして、収束の方向に向かっているものと理解をしておりますけれども、今度は今後はこの点についてしっかりそうした混乱なきよう、規定ができたというふうにも思っております。

また、委員からは活発な質疑が出され、慎重に審査し、その後表決を行いました。

各委員の意見については目を通していただきまして、結果について申し上げますけれども、表決の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決とすることとなりました。

以上をもちまして報告を終わります。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第3 認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第4 認定第2号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

○日程第5 認定第3号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について

○日程第6 認定第4号 平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

○日程第7 認定第5号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第8 認定第6号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第9 認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（浅見武志君） 日程第3、決算特別委員会に付託しました認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの審査報告を一括議題といたします。

決算特別委員長より審査報告を求めます。

筑井あけみ決算特別委員長。

〔決算特別委員長 筑井あけみ君登壇〕

◇決算特別委員長（筑井あけみ君） 決算特別委員長の筑井あけみでございます。決算特別委員会に付託されました平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算ほか6会計の委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日、11日の2日間、議会選出の監査委員となっている議員を除く議員15名全員を委員として審査いたしました。審査に当たっては、多くの委員から活発な質疑が出され、実りのある審査が行われたことを感謝申し上げます。

当特別委員会の審査の結果はお手元に配付してありますが、報告書のとおり、認定第1号から認定第7号までの7会計全て全会一致で認定とするものであります。審査経過は議員各位のご承知のことと思います。よろしくご審議ください。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。各会計別に行います。

最初に、日程第3、認定第1号 平成24年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、認定第2号 平成24年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、認定第3号 平成24年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、認定第4号 平成24年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、認定第5号 平成24年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第6号 平成24年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、認定第7号 平成24年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。



○日程第10 開会中における所管事務調査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第10、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（浅見武志君） 日程第11、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○追加日程第1 議案第55号 工事請負契約の締結について（玉村町総合運動公園テニスコート改修工事）

◇議長（浅見武志君） 追加日程第1、議案第55号 工事請負契約の締結について（玉村町総合運動公園テニスコート改修工事）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第55号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

玉村町総合運動公園テニスコート改修工事につきましては、条件つき一般競争入札を行ったところ、8業者の参加申し込みがあり、8月22日に入札執行をいたしました結果、玉村町大字飯塚290番地5、株式会社徳江工務店、代表取締役徳江光俊氏が消費税込み6,037万5,000円で落札をいたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、供用開始から25年が経過し、施設の老朽化が進んでいることもあり、テニスコートの改修工事を行うものでございます。

主な改修内容としては、現在あるハードコート4面、クレーコート2面、これ合計6面でございます。これを砂入り人工芝のコートに改修するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） 済みません。この入札の件について、もう少し詳しくお聞かせください。入札の経緯。

◇議長（浅見武志君） どの。

◇8番（三友美恵子君） これ1回ではないのですよね、入札が。2回行われていますよね。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 入札のほうを執行しまして、1回目の入札では不調になりまして、2回目の入札を実施しまして、こちらの徳江工務店のほうが落札したという経緯でございます。

◇議長（浅見武志君） 8番三友美恵子議員。

〔8番 三友美恵子君発言〕

◇8番（三友美恵子君） この電子入札で1回目と2回目の入札の時間というのは、どのくらい、何日離れているとか、すぐとか、そういうのはわからないのですか。

◇議長（浅見武志君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） この場合、設計内容を変更した場合は、また設計のほうの期間をとるわけですが、この場合は内容の変更をしませんで、続けて入札のほうを実施していただいたと。予定価格に達していなかったということで相手のほうも承知していますので、1回目よりも少額の入札をしてもらわないと失格になるということがありますので、そちらのほうも考慮して入札のほうをしていただいたということでございます。

◇議長（浅見武志君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 玉議第5号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

◇議長（浅見武志君） 追加日程第2、玉議第5号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

◇議長（浅見武志君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

筑井あけみ議員。

〔6番 筑井あけみ君登壇〕

◇6番（筑井あけみ君） 報告申し上げます。

玉議第5号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

全国町村議会議長会は、これまで道州制に関し、絶対に導入しないこととして、町村議会議長全国大会や都道府県会長会において決定し、政府・国会に対し適時要請を行ってまいりました。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては、既に法案を提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査の扱いになっています。

こうしたことを受け、去る8月21日、全国町村議会議長会から群馬県町村議会議長会を通じ、県内各町村議会に対し、道州制導入に反対する意見書の政府・国会への提出要請がありました。

この件について、8月28日の議会運営委員会において審査いたしました結果、全国町村議会議長会の趣旨に沿って、私が一議員として提出者となり、議会運営委員全員を賛成者として意見書を提出することとなりましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

9番町田宗宏議員。最初に反対の討論です。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 反対討論を行います。

議員の皆さんがどれぐらい我が国の将来の道州制について研究されたかわかりませんが、私の研究した範囲内においては、我が国の将来の国の形として最も適した形であると、このように思っております。

したがいまして、道州制導入に断固反対する意見書の提出に断固反対いたします。

終わります。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

14番石川眞男議員。

〔14番 石川眞男君登壇〕

◇14番（石川眞男君） 道州制導入に断固反対する意見書に反対の討論が出ましたので、賛成の討論をさせていただきます。

道州制は、最後には日本を幾つかに分割して、分割統治するような形になるわけです。行政の効率

というものを求めているのです。

このことを参考に思うのは、国鉄を分割、民営化しました。現状は、島の会社は、九州とか北海道、ここはほとんど赤字路線が多いのです。やっぱり本島、力のあるところのJRはとりあえず生き残っているという、これは鉄道だけですけれども、これももし道州制で分割してしまうと、力のない地域というのは本当に疲弊し切ってしまいます。そういうことは目に見えています。

そして、この中でも書かれているように、日本社会は都市部だけではなくて、日本というのはやっぱり山村、海、いろんなところを抱えていますから、そういう中で地方が国民の、それこそ山村だっような役割をしているわけです。ここに書いてあります。「食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた」と云々ありますけれども、道州制で分割自治を行った場合、やはり全体の力がかなり制約されてしまうということは、私は本当に国鉄の分割民営化の中での北海道、九州の状況を見ると、それは非常に見えてくると思います。その中で道州制になると、職員がやはり相当減らされます。職員が減るということは、もうサービスが上がるわけがないわけですから、もう市町村合併の中でそれは、玉村町は経験していませんけれども、ほかのところを見ればそれは経験済みのことだと思います。行政に効率を求めるのはいいけれども、度を越した効率追求主義になりかねないこの道州制導入には、私は断固反対だということを申し述べて、反対の討論とさせていただきます。

〔「賛成」の声あり〕

◇14番（石川眞男君） この断固反対する意見書に賛成という討論にさせていただきます。失礼しました。

◇議長（浅見武志君） ほかに討論はありませんか。

11番村田安男議員。

〔「反対でいいんかい」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） はい、先に反対です。

〔11番 村田安男君登壇〕

◇11番（村田安男君） 反対討論をさせていただきます。

私は、五、六年前から県下の研修会、一番の長は現在前橋市長になっている山本さんでございますけれども、山本市長ですけれども、県下の議員、100人までいきませんでしたけれども、多くの議員が見えられまして、どっちかといえば自民党系の人間が多かったわけでございますけれども、これから将来の日本の政治というものを考えた場合において、弱いところ、強いところがあると、大きい市町村、都市、こういうところは結構それなりに専門的な能力を有してやっているけれども、なかなか格差というのが広がりつつあるというような状況の中で勉強を受けさせていただきました。

私は、やっぱりこれから国というものは大事であるわけでございますけれども、さらに分割した地方の自治というものの専門的な能力というものを有する必要から考えた場合において、これは、道州

制というものは近い将来、近い将来といってもなかなか難しいわけでございますけれども、10年ぐらいた目標を持ってやっていくのだというような話でありましたけれども、ぜひこういうことで私は研修を受けた中では必要だなということで感じ取ってきたわけでございます。

私は、こういう意見書を国に出すのではなくて、国が中心になって検討会を開いて、そして方向性というものを見出す必要から、こういう意見書を出すこと自体、少し私は意にそぐわないことではなからうかと思いますので、反対させていただきます。

以上でございます。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（浅見武志君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◇

○町長挨拶

◇議長（浅見武志君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長(貫井孝道君) 平成25年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を兼ね、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月4日に開会され、本日までの10日間、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、追加議案を含む21案件全てにつきましてご議決をご承認をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、平成24年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。今後の執行に当たり十分心して努めてまいりたいと考えております。

さらに、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言をいただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に取り組んでまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

さて、在任中幾多の功績を残されました議員各位の任期も、残すところ1カ月余りとなりました。4年間を振り返りますと、まず平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北、関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらしました。巨大津波は、火災を呼びつつ、人間が長年にわたり築いてきた暮らしと地域をあっという間に破壊し尽くした結果でございます。

この地震でとまった福島第一原子力発電所では、メルトダウンが起き、さらに水素爆発で大量の放射性物質が大気中に放出され、放射能被曝を避けるために広範囲の人々が避難を余儀なくされました。そして、農作物も放射能汚染を受け、さらに風評被害が広がるといった深刻な事態も発生をいたしました。首都圏では計画停電が行われ、東京電力、東北電力管内では37年ぶりの電力使用制限令が発動されました。

多くの自治体が避難住民を受け入れ、被災地に赴き、支援活動に奮闘いたしました。本町においても、避難住民の受け入れ態勢を整えるとともに、5人の職員を被災地に派遣し、今年度は宮城県亶理町に職員1名を1年間派遣し、復興事業の支援を行っております。

また、近年全国各地において豪雨による被害が発生し、大きな爪跡を残しております。特にこの夏には、山口、島根や東北地方において今までに経験したことのない大雨を記録し、大きな被害をもたらしました。幸いにして玉村町で大きな災害はありませんでしたが、引き続き防災体制の充実強化に努めてまいり所存でございます。

また、多くの町民の皆様のご意見をいただきながら策定した第5次総合計画が平成23年度からスタートいたしました。町の将来都市像を「県央の未来を紡ぐ玉村町」と掲げ、これを実現するため、「コンパクトで利便性と快適性の高いまち」、「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」、「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」、「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」、「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」、「地域力を発揮する、住民主役のまち」の6つの分野ごとに目標を定めました。

本町が県央地域において、県内の主要都市をつなぐかなめとなり、安全で安心して暮らしやすい生活環境が整った魅力あふれるまちを築くよう取り組んでいるところでございます。

その他、住民活動サポートセンター「ぱる」の開設、第3保育所の建てかえ、玉村中学校の校舎や体育館、南中学校のテニスコートや武道館の建設、また今後始まる第4保育所の建てかえ、平成24年度からの第3子以降の保育料無料化の実施など、このような施策、事業等が着実に実施することができたのは、議員の皆様方のご理解とご協力があったからこそであり、心から改めて感謝を申し上げます。

さて、いよいよ10月1日には議員選挙が告示され、6日に投票が行われるということでございます。今回の選挙に立候補されます議員の皆様方には、ご健闘いただき、めでたく当選となり、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお待ちを申し上げます。

皆様方も既にご案内のとおり、来るべき4年間は、本町の将来を方向づける上で非常に重要な4年間になることは間違いございません。今後のまちづくりをともに手を携えて取り組んでまいりたいと存じます。

また、今回10月22日をもちまして任期満了によりご勇退になる方々におかれましては、長い間重責を全うされましたことに対しまして心から経緯と感謝を申し上げる次第でございます。大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

玉村町をこよなく愛された皆様方のご意見、ご提言は決して忘れることなく、貴重なご意見として受けとめ、今後の町政運営に反映をしてみたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。今後も地域のよき指導者として、これまでの経験をフルに発揮されご活躍をくださいますようご期待を申し上げます。

甚だ雑駁で申しわけございませんが、この4年間で振り返り、いろいろとご協力、ご指導いただきましたことに心より敬意と感謝を捧げ、また皆様方のますますのご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（浅見武志君） 平成25年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日に開会し、本日までの10日間にわたり、決算特別委員会において大変活発な審議がなされ、補正予算に係る重要な議案も慎重審議されました。まことに意義深い議会でありました。改めて感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、玉村町の発展のために尽力くださいますようお願い申し上げます。

結びに当たり、現在もなお福島第一原発事故により苦しんでいる被災者の方々のことを思うと、心が大変痛みます。一刻も早く事故の安定化した状態を願うものであります。私たちは、自然災害の恐ろしさを教訓に、より安全、安心なまちづくりの実現と、夢と希望のまちづくりのための活発な議会活動をしてまいる所存であります。

副町長を初め、町幹部職員には、町長を補佐し、住民福祉のために今後とも重責を全うされますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（浅見武志君） 以上で平成25年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時56分閉会